

令和5年度 資金管理計画

令和5年4月

杉並区会計管理室

令和5年度資金管理計画

杉並区資金管理方針に基づき、令和5年度資金管理計画を次のとおり定めます。本計画が対象とする資金は、歳計現金、歳入歳出外現金、基金とします。

1 昨年度の運用と区を取り巻く状況

令和4年度の資金運用では、流動性重視の姿勢から、効率性に配慮した管理へと徐々に転換をしてきました。新型コロナウイルス感染症への対応が落ち着き、流動性への配慮を若干緩めることができるようになったことと、債券市場で金利が上昇傾向となり、効率性重視の運用の機会が増えたことが背景にありました。基金全体としての資産構成は、低金利の続く預金よりは債券の比率を高めました。また償還日までの残存年数の短くなった既発債を購入することで、効率性を高めながらも流動性に配慮しました。時期的には、特に令和5年に入ってから、年度末基金残高が大幅に増加する見通しとなったことや、長期金利が上昇したことなどから、積極的に債券購入を進めました。

区の財政面では、特別区税や特別区財政交付金などの歳入は堅調に推移し、令和4年度開始時基金残高が約742億円だったものが、その後の基金積立により令和4年度末の基金残高は、約894億円となりました。

経済・金融環境では、世界中で新型コロナウイルス感染症に関する規制緩和の動きが広がり、経済活動が活発化しましたが、ロシアによるウクライナ侵攻の影響もあって、主要国のインフレが一段と進行しました。このため、米国、欧州では、中央銀行が繰り返し利上げを実施しましたが、日本では、異次元緩和政策が維持されたことから、内外金利差が拡大し、円安が進行しました。こうしたことから、国内のインフレ率が上昇し、つれて長期金利への上昇圧力が高まりました。

今後の金融動向をみると、国際的には米国や欧州の金融機関の経営破綻などにより金融システムの安定性に不安が残る一方、国際的にも国内的にもインフレ率が高い水準にあるため、金利の先行きについては不透明な状況となっています。また区の財政基金残高についても不確定要素が多く、今後も増加傾向が続くかについては楽観視できません。緊張感の高まる国際情勢とも相まって、先行きが見通しにくいいため、状況を注意深く見守りながら、運用資産の安全性、流動性、効率性をバランスよく確保するよう、柔軟に対応していくこととします。

以上を踏まえ、令和5年度の具体的な方針は、次のとおりとします。

2 今年度運用の基本方針

- (1) 歳計現金等（歳計現金、歳入歳出外現金、運用基金を含む）
- ① 支払準備金は、流動性預金で保管します。
 - ② 余裕資金については、定期性預金や譲渡性預金で運用することとし、金利動向、資金需要、預入先金融機関の経営状況等を考慮しながら預け入れ額及び期間を決定します。
- (2) 積立基金
- ① 全体の運用額に占める債券と預金の比率については、債券の比率が若干高くなるよう管理します。
 - ② 債券による運用については、資金需要に備えるため、5年満期となるラダー型ポートフォリオを基本とし、できる限り年度ごとの償還金の平準化を図ることとしますが、効率性の観点から、流動性を阻害しない範囲で、満期が5年を超える債券による運用も広げます。
また、債券購入の機会を広げるため、新発債市場だけでなく既発債市場も活用します。
 - ③ 預金による運用については、一金融機関あたりの預金限度枠を設け、分散運用を基本とし、定期性預金や譲渡性預金で運用します。また、資金需要の時期を考慮した満期を設定し、流動性を確保するとともに、金融機関が定期性預金等の受け入れに難色を示した場合には、普通預金での運用等により対応します。

3 債券及び預金の選択基準

- (1) 債券の選択基準
- 運用商品は、公共債を中心に安全性の高い債券を対象とします。公共債以外の債券を購入する場合は、国や地方自治体が債券発行体の株式を保有しているか、もしくは、広く国民生活に関係する債券のうち、元本保全の観点から信用力が高く、債務履行の確実性が高いと判断される債券とします。信用力、債務履行の判断については、金融庁に信用格付業者登録をしている格付機関において、債券発行体の格付けがA格（A-を含む）以上、また、複数の格付機関において格付評価が分かれる場合は、その中で比較して、最低の格付がA格（A-を含む）以上のものとします。
- なお、杉並区基本構想の実現に寄与していくため、上記基準に沿って取得する債券について、ESG債評価取得の有無を確認することとし、区民に対し公表していきます。

(2) 預金の選択基準

預金の預け入れ先となる金融機関の選択にあたっては、格付、自己資本比率、不良債権比率、株価などの指標により経営動向の把握に努め、悪化を示す兆候が見られた場合には、迅速かつ柔軟に対応します。信用力、債務履行の判断にあたっては、債券と同様の信用格付とします。

以上